

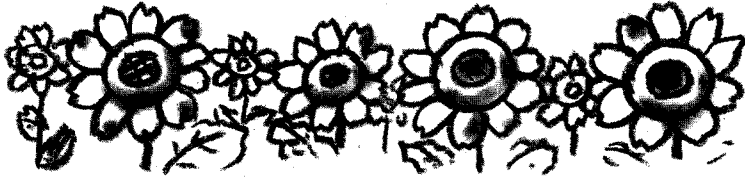
巻頭言

職員室の保育

渡邊保博

保育の一つの場として、職員室（事務所）に関心があります。以前、知り合いの保育園長に、その記録について質問したら、「職員室にやってくる子どもには対応しているけれど、そのまともはしていない」と言われてしまいました。同園の月々の「園だより」には、職員室で過ごす子ども姿が記録されることもあるのに、「まともではない」とはどういうことだろう、と考えてしまいました。でも、別の保育園長に、事務所は大事な保育の場だけれど、「事務所の保育」というような柱を立てて、保育のまともを行うようなことはしていない」と言われて、少し納得がきました。さらにもう一人の保育所長に、「子どもが事務所に来るのは当たり前のこと」「事務所の保育などと構えてまともは書きません」と言われ、ハッとしました。

つまり、三人の保育園（所）長が言いたかったのは、事務所の保育記録は「ない」

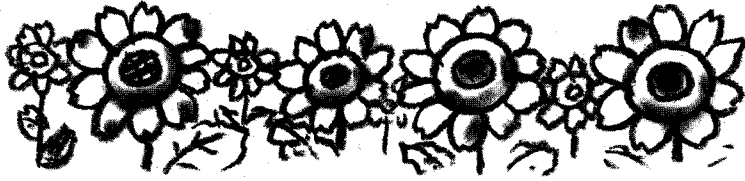


ということではないようです。事務所の保育記録はあるけれど、それは年齢・分野・課題別に省察・総括した保育のまとめのように「構えて」書いたものではない、というこのようです。もしそうだとしたら、そういう記録の背後にある事務所の保育の独特なありようが予想できます。

さて、近年の実践記録には、事務所で過ごす子どもたちの姿が紹介されています。その主な書き手は担任の保育士ではなく、保育所長・主任保育士・看護師・事務職員など、事務所で日々それぞれの業務を行う職員です。その記録によりながら、子どもたちが職員室（事務所）を利用してしている様子を見ましましょう。ここでは、大阪府堺市の、ある公立保育所の看護師が書いた所内研修用の記録の概要を紹介します。

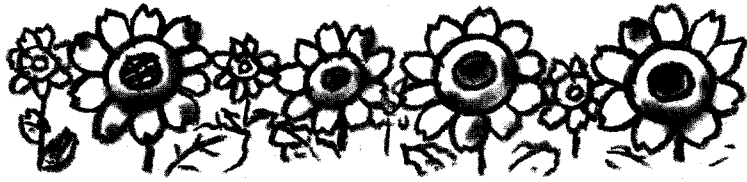
事務所の一角には、医療用戸棚・小児用ベッド・おもちゃ・絵本などが用意され、けがの処置を行ったり体調の悪い子が休んだり投薬を受けたりします。

出入口が二か所あるせいか、走って通り抜けたり、廊下の延長のように追いかけてっこをしたりして入ってくる子どもが多いのです。何をするわけでもなく、何を言うわけでもないのに、ふらりと入ってきて、あちこち眺めたり、机の上のものを触ったり、いすに座ったりクルクル回して遊んだりします。大人とのかかわりを求めてなのか、事務所に入りたいたいのか、入り口や窓からじっとこちらを見つめています。看護師と目が合うと、急に自分の体の小さな傷を探して訴えてきます。処置するほどではないのに、傷口はもう完全に治っているのに、何かをしてみらわないと



納得しない。水を含ませた綿花で拭いてもらうだけで、もう笑顔。友達のけがの付き添いと称して何人も一緒に来て、なかなかクラスに戻りたがらない。友達を見つけると「○○ちゃん、どうしたん？」と入ってきて、気がつけば十人以上が思い思いのことをして遊んでいます。

たたいた、たたかれた。かまれた、かんだ。そういう友達同士のささいなトラブルからの傷が多く、その処置や対応に明け暮れる毎日です。お薬を持ってきている子をうらやましがり、その子と一緒にやってきては、取り囲んで見ていたり、おしゃべりしたりしています。休み明けには「きのう、○○に行った」など、うれしそうに報告に來てくれます。設定保育中にふらりとやってくる子もいます。先日、三歳児クラスのAちゃんが、いつものようにパニックを起こし、その場から離れて冷静になれるようにと、事務所にやってきました。ちょうど給食の時間になったので、職員と一緒に食べることにしました。静かで落ち着いた中での食事がよかったです。すぐには気持ちも穏やかになり、家族で出かけた楽しい話などを、それはたくさん聞かせてくれ、その後、自分から部屋に戻っていききました。記録を読むと、子どもは何か目的をもつてではなく「用もないのに」やってくるようです。事務所はちょっとした遊びの場。気分転換やゆつくりする場。大人とかかわりおしゃべりを聞いてもらえる場。傷（と心）の手当をしたり、パニックを鎮め気持ちを立て直したりする場です。子どもによって意味合いは違いますが、どの子も安心



して自分が出せることを求めているようです。家庭の重荷を背負い、家庭にもクラスにも「身の置き場がない」子が事務所の机の下に潜り込んでいたりします。

この看護師は、子どもたちのこういう時間を大事にし、無理にクラスに戻そうとはしていません。でも、子どもが職員室に来るのを大げさに歓迎したり、クラスに戻るのを引き留めたりもしません。その来訪をあくまでも「当たり前のこと」として受け止めようとしています。この子たちが「今、ここに居ること」、その思いや気持ちに「共に共有する」ことを願っています。こういうかかわりは、ほかの職員の了解なしにできませんが、この看護師自身も、ほかの職員と協働して子どもたち一人ひとりを受け止める保育（と看護）のあり方を模索しているようです。

堺市の公立保育所の場合、事務所が一つの保育の場として浮かび上がってきたのは一九九〇年前後です。このころ、事務所で過ごす「気になる子ども」の姿が研修記録などに登場しています。こういう形で事務所の保育が可視化されるようになったのはなぜか。その時、保育に起こった転換について考えてみたいと思います。

（静岡大学教授）

注 こういう実状にもかかわらず、保育所（特に、満二歳以上の幼児を入所させる保育所）では職員

室（事務所）・保健室、所長・看護師は必置ではありません。幼稚園では、職員室・保健室及び

園長職は必置ですが、養護教諭は必置ではありません（児童福祉施設最低基準第三二条・第三三

条、幼稚園設置基準第五条・第九条参照）。